

平成 24 年度臨時総会資料

平成 25 年 3 月 3 日開催



公益社団法人 東京都獣医師会

【議案審議】

第1号議案 公益社団法人東京都獣医師会 定款一部改正(案)承認の件

本会は、会務の運営を円滑に処理するため、定款の一部を改正することとして、次のとおり改正案を上程するので、ご承認賜りたい。

<本会定款第19条第2項の改正内容>

第5章 役員等

【改正前】

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内

【改正後】

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内

【議案審議】

第2号議案 公益社団法人東京都獣医師会 役員選任規程（案）承認の件

本会定款第21条に定める役員の選任について、公益社団法人東京都獣医師会の登記に伴い、従前の「役員選任規程」は廃止して、新たに以下の「公益社団法人東京都獣医師会役員選任規程」（案）を上程するので、ご承認賜りたい。

公益社団法人東京都獣医師会 役員選任規程（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この役員選任規程は、公益社団法人東京都獣医師会定款（以下「定款」という。）第21条第1項及び第2項の規定により、理事又は監事（以下「役員」という。）の選任に関する必要な事項を定め、その選任が公正に行われることを目的とする。

第2章 役 員

（役員の定数）

第2条 選任する役員の定数は、定款第19条第1項の規定により、次の通りとする。

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内

2. 選任する役員の実数は、理事会において、これを定める。

3. 定款第19条第2項及び第3項の規定により、第1項第1号に定める理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。

4. 第1項第1号に定める理事のうち、最低2名を公益社団法人東京都獣医師会定款施行細則第2条第1項第1号②に規定されたB会員より選任する。

（外部監事の委嘱）

第3条 前条第1項第2号に定める監事のうち、1名については、理事会の決定により、外部監事として正会員以外から委嘱することができるものとする。但し、理事会において、正会員の中から監事を選任すると決定した場合は、この限りではない。

2. 前項の外部監事については、公認会計士、税理士、弁護士等の専門職若しくは有識者等から委嘱できるものとする。

3. 外部監事として委嘱された者は、就任に関する同意書を総会に提出し、定款第17

条第1項の規定により、総会における正会員の議決権の過半数をもって選任する。

第3章 役員選任の手続き

(役員候補者の選出と役員の選任)

第4条 役員の候補者（以下、「候補者」という。）は、予め示された役員の立候補者の中から議決権を有する正会員による直接選挙によって、その定員数を選出する。

2. 理事会は、選挙の結果、選出された候補者を、総会資料に審議事項として、上程しなければならない。

3. 前項により選出された候補者は、総会における正会員の議決権の過半数を得て、この法人の役員として選任されるものとする。

(会長及び副会長等の選定)

第5条 理事会は、総会の決議並びに前条の方法により、会長並びに副会長及びその他の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

第4章 役員候補者選任委員会

(役員候補者選任委員会の設置)

第6条 候補者の選出にあたり、その選出が公正中立に管理されるために、役員候補者選任委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び委員の委嘱)

第7条 この委員会は、5名以上7名以内の委員で構成する。

2. 委員は、理事会が正会員の中から選任し、委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第8条 この委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その事務を総括する。

4. 委員長は、選挙に係わる違反若しくは不正があると思料するときは、直ちに理事会及び会員に報告しなければならない。

5. 委員長に事故があるときは、副委員長がその任を代理する。

(委員会の任務)

第9条 この委員会は、役員選任に関する次の事項を処理する。

(1) 候補者を選出する選挙の公示に関すること

(2) 立候補届の受理に関すること

(3) 候補者を選出する選挙についての公報発行に関すること

(4) 投票権を有する正会員の確認に関すること

- (5) 候補者を選出する選挙の実施に関すること
- (6) 役員の欠員補充に関すること
- (7) その他役員選任に関すること

(委員会の運営)

第10条 委員長は、委員会を招集し、議長となってその議事を担う。

- 2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3. 委員会の運営に関する必要事項は、委員会がこれを決定する。
- 4. 委員会の事務は、必要に応じ、この法人の事務局に委託することができる。

(委員の任期等)

第11条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2. 委員に欠員を生じたときは、第7条第2項の規定により補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その在任中、役員又は候補者となることができない。
- 4. 委員は、その在任中及び退任後にあっても、委員として知り得た重要事項について、守秘義務を有する。

第5章 選挙の公示

(公示)

第12条 委員会は、選任する役員並びにその定数、投票の方法等の必要な事項を、候補者を選出する選挙の開票日の60日前までに、会報若しくはこの法人のホームページ等をもって公示するものとする。

- 2. 委員会は、候補者を選出する選挙の開票日の15日前までに、公報を発行し、立候補者名を公示するものとする。
- 3. 公報には、候補者から提出された規定の書式の原文を掲載し、投票権を有する正会員の全員に送付しなければならない。
- 4. 委員会は、選挙の結果を、役員選任を行う総会の30日前までに、理事会に報告しなければならない。
- 5. 委員会は、選挙の結果を、会員に公報にて報告することができる。
- 6. 総会において選任された役員の公示は、会報若しくはこの法人のホームページに掲載する。

(立候補の届出)

第13条 第3条に定める外部監事を除き、役員に立候補しようとする者は、所定の立候補届（様式第1号）及び選挙公報に関する書式（様式第2号）を、候補者選出を行う選挙の開票日の60日前までに、委員会に対して提出しなければならない。

- 2. 前項の書式には、氏名、生年月日、住所、電話番号、所属支部、経歴等を記載しなければならない。

第6章 投票権及び被投票権

(投票権)

第14条 役員選任を行う総会開催日直前の4月1日において、正会員として登録されている者は、第4条第1項に定める選挙に関する権利（以下「投票権」という。）を有する。

2. 会費等を滞納している者は、投票権を有さない。

(被投票権)

第15条 役員選任を行う総会開催日の2週間前から起算して3年以上、正会員として在籍している者は、被投票権を有する。但し、第3条に規定する外部監事については、この限りではない。

2. 会費等を滞納している者は、被投票権を有さない。

3. 定款第20条第1項の各号に該当する者は、被投票権を有さない。

第7章 選挙の方法

(選挙活動の制限)

第16条 選挙に際し、立候補者及びこの法人の会員は、これが公正に実施されるよう、努めなければならない。

2. 立候補者の選挙活動は、立候補届け出前はこれを慎み、届け出後は、専ら選挙公報のみとする。

3. 委員会は、選挙活動において、他から非難されるような行為があると認められるときは、直ちにこれを是正するよう関係者に警告することができる。

(選挙の実施)

第17条 選挙は、理事及び監事ごとに予め候補者名が記された投票用紙に、定められた表記方法をもって符号等を付す方法若しくは直接候補者名を記名する方法により行う。

2. 選挙によって投票できる理事及び監事の数は、それぞれ1名以下とする。

3. 選挙は、理事会が別に定めた方法によることができる。

(投票の管理)

第18条 投票は、委員会が次に掲げる事項により管理し、実施する。

- (1) 投票権を有する会員数の確認
- (2) 投票用紙の交付及び管理
- (3) 投票総数、有効投票数及び無効投票数の確認
- (4) 当選者の氏名及び得票数の確認
- (5) 上記に関わる事故処理及びその他必要な管理事項

(開票立会人)

第19条 委員会は、投票用紙の開票を、開票立会人の立ち合いのもとに行うことができる。

(無効投票)

第20条 次の投票は、無効投票とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 定められた数以上の符号或いは氏名等が記載されたもの
- (3) 定められた表記方法以外の記載であるもの
- (4) 投票用紙の破損などにより、正確な投票が確認できないもの
- (5) 他事を記載したもの

(当選者の決定)

第21条 当選者は、選挙による得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、役員候補者として選出する。

2. 同得票数の場合には、抽選により役員候補者を選出する。
3. 選出された役員候補者数が定数に達しない場合は、別に定めた方法により、その不足分を決定するものとする。

第8章 補欠選任

(欠員の補充)

第23条 選任された役員数が、予め理事会で定めた役員定数に満たないときは、役員数が定款第19条第1項で規定された最低員数以上であれば、理事会を有効に組織できるものとする。この場合において、理事会は、必要と認めるときは、速やかに欠員の補充を行わなければならない。

2. 前項後段に定めた欠員の補充の方法は、補欠選挙によるものほか、理事会で定めた方法によるものとする。この場合において、選出された候補者は、総会の承認を得なければならない。
3. 選任された役員数が、定款第19条第1項で規定された最低員数未満であるときは、その定数不足を補うため、理事会が正会員の中から必要な員数の候補者を推薦し、総会の承認を得て、選任することができる。

(補欠選挙)

第24条 補欠選挙の実施の方法に関しては、この規程を適用する。

ただし、第12条及び第13条で規定される期間を短縮することができる。

(役員の辞任等による補充)

第25条 在任中の役員の辞任若しくは事故等によって、定数に欠員が生じたときは、前

条の補欠選挙若しくは理事会で定めた方法によるものほか、役員選任を行う総会開催日から3箇月以内であれば、選挙による次点の者から得票数の多い順に補充することができる。

2. 前項により補充される役員候補者は、総会の承認を得なければならない。
3. 第1項及び第2項により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9章 補 則

(提出書類)

第26条 選任された役員は、この法人に対し、役員就任受諾書及び役員欠格事由への該当による公益認定取消し防止のための同意書（停止条件付き退任届）を提出しなければならない。

(委任)

第27条 役員の選任に関して、この規程に定めのない事項については、理事会の議決による。

(規程の改廃)

第28条 この規程を改廃しようとするときは、総会の議決によらなければならぬ。

附 則（平成25年3月3日制定、公益社団法人東京都獣医師会平成24年度臨時総会承認）

1. この規程は、平成25年3月3日から施行する。
2. この規程の施行において、第6条の定めによる最初の役員候補者選任委員会委員は従前の委員の他、第7条第2項の定めにより理事会が委嘱する委員をもって構成し、その任期は第11条第1項の規定にかかわらず、平成26年の本会定時総会日までとする。
3. この規程の施行により、社団法人東京都獣医師会役員選任規程は廃止する。